和歌山県こどもの重大事故防止対策事業費補助金交付要綱

# 第１　趣旨

知事は、認可外保育施設（児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第５９条の２に基づく届出を行っている施設であり、「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」（平成１７年１月２１日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に定める証明書の交付を受けている又は交付予定の施設をいう。）における睡眠中の事故防止対策を推進するため、認可外保育施設の設置者又は運営者に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、保育対策総合支援事業費補助金交付要綱（令和５年１０月１２日付けこ成事第５２０号こども家庭庁長官通知「保育対策総合支援事業費補助金の国庫補助について」別紙）、保育環境改善等事業実施要綱（令和５年４月１９日付けこ成保第１５号こども家庭庁成育局長通知「認可保育所等設置支援事業の実施について」別添５。以下「実施要綱」という。）、和歌山県補助金等交付規則（昭和６２年和歌山県規則第２８号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

# 第２　補助対象事業

補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、実施要綱３（２）④「安全対策事業」のア「睡眠中の事故防止対策に必要な機器の購入等を行う事業」について、認可外保育施設の設置者又は運営者が行う事業であり、次の（１）から（４）を満たすものとする。なお、認可外保育施設のうち、児童福祉法第６条の３第１１項に規定する業務を目的とする施設（認可外の居宅訪問型保育事業）及び地方公共団体が運営するものは本事業の対象外とする。

（１）対象児童については、０～２歳の児童を対象とする。ただし、３歳以上の児童であっても、当該児童の発育状況等により、第２（２）に定める対象機器を使用する必要があると知事が認める場合は対象とする。

（２）対象機器については、第２（１）に定める対象児童の睡眠中の事故を防止するために、睡眠中の児童の体動や体の向きを検知するなどの機能を持つ機器その他これらと同等の機能を持つ機器（例：午睡チェック、無呼吸アラームなど）とする。

※機器の選定に当たっては、補助対象事業を行う者において、「医薬品、医薬機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（昭和３５年法律第１４５号）に基づく医療機器の製造販売の承認等がなされていることや保育所等での導入実績があることなど、安全性等を十分に考慮した上で決定すること。

（３）本事業による機器の導入は、安全確保業務の代替となるものではなく、例えば、保育士の事務負担を軽減し、午睡中の見守りに専念することができるなど、あくまでも保育の質の確保・向上の一環として、安全かつ安心な保育環境の確保に資する補助的なものである。

このため、機器を導入した場合においても、「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドラインについて」（平成２８年３月３１日付内閣府子ども・子育て本部参事官、文部科学省初等中等教育局幼児教育課長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知）等に基づき、安全な保育環境の確保に努めること。

（４）機器の使用対象となる児童の数以上に機器を購入する場合、及び機器の使用対象となる児童に対して複数の機器を購入する場合は本事業の対象外とする。

# 第３　補助金の額

補助対象事業における補助金交付の基準額、補助対象経費及び補助率は、次の表のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 基準額 | 補助対象経費 | 補助率 |
| １施設当たり500,000円 | 機器等の購入費、リース料、導入費用 | 補助対象経費の４分の３以内（ただし、算出された額に、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。） |

# 第４　交付申請書の添付書類の様式等

規則第４条に規定する補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとし、知事が別に定める期日までにそれぞれ１部ずつ提出するものとする。

（１）事業計画書（別記第１号様式）

（２）所要額調書（別記第２号様式）

（３）収支予算書（別記第３号様式）

（４）役員等に関する名簿（別記第４号様式）

（５）その他参考資料

２　補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和２５年法律第２２６号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助金額を補助対象経費で除して得た割合を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

# 第５　交付の条件

規則第６条の規定により補助金の交付に際し付する条件は、次のとおりとする。

（１）補助対象事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならないこと。

（２）補助対象事業を中止し、又は廃止する場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならないこと。

（３）補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならないこと。

（４）補助対象事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助対象事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価３０万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和３０年政令第２５５号。以下「適正化令」という。）第１４条第１項第２号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならないこと。

（５）知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。

（６）補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。

（７）補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないため、消費税及び地方消費税相当額を含めて申請した場合は、次の条件に従わなければならないこと。

ア　実績報告を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになった場合は、これを補助金から減額して報告しなければならないこと。

イ　実績報告書の提出後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合（消費税等仕入控除税額が０円である場合を含む。）には、その金額（実績報告においてアにより減じた額を上回る部分の金額）を消費税等仕入控除税額報告書（別記第５号様式）により速やかに知事に報告するとともに、当該消費税等仕入控除税額を返還しなければならないこと。

（８）事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後５年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価３０万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第１４条第１項第２号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

# 第６　変更の承認等

第５（１）の規定により、補助対象事業の内容の変更について知事の承認を受けようとする場合には、変更承認申請書（別記第６号様式）に変更後の第４の１に定める書類を添付してあらかじめ知事に提出しなければならない。ただし、第７の規定により補助金の変更交付申請を行う場合は、この変更承認申請を省略することができる。

２　第５（２）の規定により、補助対象事業の中止又は廃止について知事の承認を受けようとする場合には、中止（廃止）承認申請書（別記第７号様式）をあらかじめ知事に提出しなければならない。

# 第７　変更交付申請

この補助金の交付決定後の事情の変更により、補助金の変更交付を受けようとする場合には、別に定める日までに補助金変更交付申請書（別記第８号様式）に変更後の第４に定める書類を添付して知事に提出するものとする。

# 第８　補助金の概算払

補助事業者は、補助金等の交付の目的を達成するため必要があると判断した場合、概算払請求書（別記第９号様式）を知事に提出することができる。

２　知事は、概算払の請求があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めたときは、速やかに概算で補助金を交付するものとする。

# 第９　実績報告書の添付書類の様式等

規則第１３条に規定する実績報告書に添付すべき書類等は、次のとおりとし、知事が別に定める期日までにそれぞれ１部ずつ提出するものとする。

（１）事業報告書（別記第１０号様式）

（２）精算書（別記第１１号様式）

（３）収支決算書（別記第１２号様式）

（４）その他参考資料

# 第１０　財産の管理及び処分の制限

規則第２０条ただし書の「知事が定める期間」は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）に定める期間又はこれに準ずるものと認められる期間とする。

２　規則第２０条第３号の「知事が特に必要があると認めて指定するもの」は、取得価格又は効用の増加価格が３０万円以上のものとする。

３　処分を制限された取得財産等について、第１０の１の期間内に処分をしようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書（別記第１３号様式）並びに当該取得財産等の取得価格及び時価が分かる書類を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

４　第１０の３の処分を行うことにより収入があるときは、知事はその収入の全部又は一部を納付させることができる。

# 第１１　その他

この要綱の実施に関しては、規則及びこの要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

# 　　　附　則

　この要綱は、令和７年３月３１日から施行し、令和７年度の補助金から適用する。